

受章

◆瑞宝単光章

森山亀春さん（地家室）
（元東和町消防団分団長）



表彰

◆文部科学大臣表彰

第68回全国優良公民館表彰

東和総合センター

農業体験を織り交ぜた放課後子ども教室や多種多様な生涯学習講座などの活動が認められました。

道の駅サザンセットとうわ

チャレンジショップ出店を募集します

あらたに起業を目指す活力ある元気な者の観光拠点地の商業活動への参入環境づくりを図るとともに、観光拠点地の更なる交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として、周防大島町総合交流ターミナル施設（道の駅）構内で実施するチャレンジショップ出店の募集をします。

■事業主体・管理責任者

商工観光課

周防大島町総合交流ターミナル指定管理者

■名称

チャレンジショップ道の駅サザンセットとうわ

■住所

周防大島町大字西方1958-77

■応募店舗数

5店舗（1店舗当たり9・94㎡）

■応募業種

農産物・同加工品（農業者）、海産物・同加工品（漁業者）、物販（小売業者）

■入居開始予定

平成29年4月中旬以降

■使用料

使用料（建物等）は月額1万円とす

る。（消費税を含む。）

※使用料、水道料、電気料の納入は道の駅「指定管理者」において徴収する。

■契約

町と出店者との間で3年間の契約期間で賃貸借契約を締結し、出店期間は、原則最長2期連続までとする。

■応募資格

①新規起業者であること

②周防大島町に住所を有する者

③個人、グループまたは法人

④町税を滞納していない者

⑤申込者またはその者の関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑥地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

⑦地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

⑧民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。

⑨会社更生法第17条第1項または第2項の規定による更生手続き開始の申立てをしていない者または更生手続き開始の申立てをなされていない者であること。

⑩チャレンジショップ道の駅サザンセットとうわの現出店者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

■応募書類

①出店応募申込書

②事業計画（企画）書

③収支予算書

④団体等調書

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

■提出先および申込期間

○提出場所

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134（久賀庁舎1階）

周防大島町役場産業建設部 商工観光課 公共施設管理班

光課

○提出方法

直接持参（郵送不可）

○申込期間

5月20日（金）～6月20日（月）

平日午前9時～午後5時

※申込期間終了後は、いかなる理由があっても受け付けませんのでご注意ください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。